

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 11 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第26号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

「ケトプロフェンを有効成分とする注射剤」及び「ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤」をそれぞれ「ケトプロフェンを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）」及び「ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）」に変更し、「ケトプロフェン及びツラスロマイシンを有効成分とする配合剤たる注射剤」について、「動物用医薬品使用対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定。

2 施行期日

令和6年4月11日

3 参考

今回の改正に係る製剤は以下のとおりです。

販売名：ドラクシンKP（ゾエティス・ジャパン株式会社）

効能又は効果：

[有効菌種] マンヘミア ヘモリチカ、パスツレラ ムルトシダ、ヒストフィルス ソムニ

[適応症] 牛（生後13月を超える雌の乳牛（食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。）を除く。）：発熱を伴う細菌性肺炎